

指定介護予防支援事業所  
白岡市地域包括支援センターぽっかぽか運営規程

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人大樹会が白岡市より委託を受けて開設する白岡市地域包括支援センターぽっかぽか（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センター職員（以下「担当職員」という。）が要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 担当職員は、その利用者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況や環境に応じて、利用者の選択に基づき適切な保険医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

3 事業の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される介護予防サービス等が特定の種類又は特定の事業者に偏ることのないよう公平中立に行うものとする。

4 担当職員は、誠意を持って行うことを意識し、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。

5 事業の運営に当たっては、白岡市、居宅介護支援事業者（居宅介護予防支援事業者）介護保険施設及び住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組み等と連携を図るものとする。

(センターの名所等)

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 白岡市地域包括支援センター ぽっかぽか

所在地 埼玉県白岡市上野田357-1

(センター職員の職種、人員及び職務内容)

第4条 センター職員の職種、人員及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (常勤職員)

(2) 担当職員

保健師等（常勤職員） 1名以上

社会福祉士等（常勤職員） 1名以上

介護支援専門員及びその他専門職 2名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(1) 通年とする。

(2) 営業時間 午前9時から午後6時までとする。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとする。

(1) 利用の受付、契約の締結及び提供方法については、利用者に重要事項を説明の上、同意得て利用者と契約を締結し、白岡市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等のかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成27年3月27日白岡市条例第4号）に従って進めるものとする。

(2) アセスメント（解決すべき課題の把握）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接を行うことを基本とするものとする。

(3) 介護予防サービス計画の原案作成に当たっては、利用者の希望及びアセスメントの結果、目標とする生活、専門的観点からの具体策及び利用者並びにその家族の意向等を踏まえるとともに合意に基づき、原案を作成するものとする。

(4) サービス担当者会議の開催に当たっては、利用者の状況等に関する情報を担当者間で確認、協議及び調整するものとする。

(5) 介護予防サービス計画書の交付に当たっては、利用者及び家族に説明を行い同意を得た上で交付するものとする。

(6) 介護予防サービスの提供に当たっては、介護予防サービス事業者に対し、介護予防サービス計画書に基づき適切なサービスを提供するよう連絡調整等を行うものとする。

(7) モニタリング（状況把握）に当たっては、利用者及び家族に対し、面談等により行うものとする。

(8) 評価については、3～6月に1回、介護予防サービス計画の達成状況について行うものとする。なお、利用者等からの申し出や状態の変化等があるときは介護予防サービス計画を見直し、必要に応じて計画の変更を行うものとする。

(9) 給付管理については、介護予防サービス計画に基づき、利用票及び提供票を作成するとともに、毎月の利用実績を確認した後に給付管理票を作成し、埼玉県国民健康保険団体連合会に提出し行うものとする。

(業務の委託)

第6条 利用者の同意により、業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託することはできるものとします。

(利用料)

第7条 介護予防サービス計画作成費用については、介護保険制度により保険者が負担しますので、利用者の自己負担はないものとする。

(1) 利用料

・介護予防サービス計画作成費	4,605円
・初回の加算	3,126円
・委託連携加算	3,126円
・初回加算・委託連携加算	6,252円

(2) その他の費用

・訪問等に係る交通費	無料
・申請代行手数料	無料

(事業の実施地域)

第8条 事業の実施区域は、日勝圏域（白岡市内の岡泉、実ヶ谷、千駄野、小久喜、上野田、下野田・爪田ヶ谷、太田新井及び彦兵衛）とするものとする。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第9条 担当職員は、業務上知りえた利用者及びその家族の秘密については、利用者等の生命又は身体等に危険がある場合等及び利用者等同意があらかじめある等の正当な理由がないときは第三者に漏らしてはならない。また、この秘密を保持する義務は、サービス利用契約が終了した場合及び担当職員が退職した場合でも継続するものとする。

(サービスの終了)

第10条 利用者の都合によりサービスの利用を終了する場合は、終了を希望する1か月前まで申し出るものとする。

(事故発生時の対応)

第11条 介護要望支援等の提供にあたり利用者に対して、事故が発生した場合には、速やかに家族及び白岡市役所等関係機関に報告するとともに、速やかに必要な措置を講じるものとする。また、介護予防支援事業者の席に帰すべき事由により生じた事故については、事業者は利用者及び家族等に賠償する責任を負うものとする。

(業務継続計画の策定)

第12条 センターは感染症や非常災害の発生時において、指定介護予防居宅支援の提供を継続的に実施できるよう業務継続計画を作成するものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第13条 センターは、感染症の発生を予防するとともに、まん延の防止のための措置を講じるものとする。

(虐待防止のための措置)

第14条 センターは、利用者の人権擁護、虐待の防止のため、必要な体制を整備するとともに、虐待の発生及び再発の防止に向けた措置を的確に次のとおり講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置するものとする。
- (2) 虐待防止のための指針を整備するものとする。

(3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施するものとする。

(4) 前各号の措置を適切に実施するための担当者を設けるものとする。

(身体拘束の禁止)

第15条 センターの職員は、利用者に対し身体拘束はしないものとする。

附 則 この規定は、令和6年4月1日から施行する。